

令和 8 年 7 月 17 日

各 位

日本貸金業協会
貸金業相談・紛争解決センター

**【注意喚起】当協会が「補助金」「給付金」「助成金」「還付金」等を
支給するかのような SNS 広告にご注意ください**

動画配信プラットフォーム「TikTok」やコミュニケーションアプリ「LINE」等のSNS
上において、当協会が補助金、給付金、助成金、還付金等を支給するかのような広告
が配信されているとの相談が、本年6月以降、多数寄せられています。

こうした広告は、当協会とは一切関係がありません。当協会は、補助金、給付金、
助成金、還付金その他名目の如何を問わず、金銭を給付する事業は行っておりません。

貸金業相談・紛争解決センターでは本年6月4日付で、「当協会のバナー画像等を無
断使用した不審な広告にご注意ください」と題する注意喚起文書を掲出しているところ
ですが、皆さまにおかれましては、くれぐれもご注意くださいようお願いいた
します。

【被害に遭わないために】

- 安易にアクセスしないでください
SNS広告に掲載されたリンクを不用意にクリック（タップ）しないでください。
- 個人情報を入力・送信しないでください
氏名・住所・生年月日・電話番号・口座情報・本人確認書類の画像等を求められ
ても、入力・送信しないでください。
- 金銭を振り込まないでください
「手数料」「事務費用」等の名目で金銭の支払いを求められた場合、詐欺の可能
性が極めて高いと考えられます。

【本件についてのお問い合わせ】

下記ナビダイヤルまでお願いいたします。

貸金業相談・紛争解決センター

電話 0570-051-051（受付時間 9:00～17:00 土日・祝日・年末年始を除く）

以上